



# 埼玉県報

号外第24号  
令和5年(2023年)  
3月31日  
金曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし（税務課）
- こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし（障害者支援課）

### 条例

- 埼玉県税条例の一部を改正する条例（税務課）
- こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（障害者支援課）

### 規則

- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（税務課）

### 一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、燃費性能等が優れた自動車種別割の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車種別割の税率を重くする特例措置について、適用期限を三年延長する等を行う。

### 二 内容

#### (一) 自動車税

##### ア 環境性能割

(ア) 先進安全技術を搭載したバス及びトラック（いずれも新車に限る。）を取得した場合に、取得価額から一定額を控除する特例措置について、一部拡充の上、適用期限を二年延長する。

(イ) バリアフリー化基準に適合したバス及びタクシー（いずれも新車に限る。）を取得した場合に、取得価額から一定額を控除する特例措置について、適用期限を二年延長する。

##### イ 種別割

燃費性能等が優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置について、適用期限を三年延長する。

#### (二) 不動産取得税

新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅用の土地を取得した場合に、不動産取得税を減額する特例措置について、一部要件を見直しの上、適用期限を二年延長する。

#### (三) その他

地方税法の改正に伴い規定の整備を行う。

### 三 施行期日

令和五年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第二十二号）（障害者支援課）

### 一 趣旨

こども家庭庁設置法の施行に関連し、児童福祉法その他関係法律や省令の一部改正に伴い、埼玉県立嵐山郷条例、埼玉県総合リハビリテーションセンター条例、埼玉県立精神保健福祉センター条例、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例及び児童福祉法施行条例の改正を行う。

### 二 内容

関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に係る法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発令する命令を、それぞれこども家庭庁長官及び厚生労働大臣、主務大臣に改める等規定の整備を行う。

### 三 施行期日

令和五年四月一日

## 条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第二十一号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「又は第三項」を、「第三項又は第五項」に改める。

第三十一条の六第一項に次の一号を加える。

八 法第七十二条の二十九第五項の規定により申告納付する場合 残余財産の確

定の日の属する事業年度終了の日から二月以内

第三十一条の十第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第十三条中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第二十二條の三第二項を削る。

附則第二十二條の四第二項を削る。

附則第二十二條の五第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（第六項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するものうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該自動車の取得

が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第二十二條の第五項を削り、同条第六項中「（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和六年四月三十日」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 乗用車（施行規則で定めるものに限る。）、バス（施行規則で定めるものに限る。）又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一條第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十條の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第二十三條第一項中「電気自動車をいう。以下この条」を「電気自動車をいう。次項第一号」に、「天然ガス自動車をいう。以下この条」を「天然ガス自動車をいう。次項第二号」に、「ものを除く。次項」を「ものを除く。次条第一項」に、「キャンピングトレーラを除く。次項」を「キャンピングトレーラを除く。次条第一項」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車（以下この条」を「ガソリン自動車（次項第四号及び第三項第一号」に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に、「石油ガス自動車（以下この条」を「石油ガス自動車（次項第五号及び第三項第二号」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「以下この条」を「次項第六号及び第三項第三号」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「（家用の乗用車等を除く。）」及び「、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第二項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一條第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第五十一條第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は法第四百九條第一項第二号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「第

五十一条第一項第一号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に、「第五十一条第一項第一号イ(2)」を「同条第一項第一号イ(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「第五十一条第一項第二号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同条第一項第二号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に改め、同項第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準」を「第五十一条第三号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条第一項第三号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ		七千五百円	二千円
		八千五百円	二千五百円
		九千五百円	二千五百円
		一万三千八百円	三千五百円
		一万五千七百円	四千元
		一万七千九百円	四千五百円
		二万五百円	五千五百円
		二万三千六百円	六千元
		二万七千二百円	七千元
		四万七百元	一万五百円
第一項第一号ロ		二万五千元	六千五百円
		三万五百円	八千元
		三万六千元	九千元
		四万三千五百円	一万千円
		五万円	一万二千五百円
		五万七千円	一万四千五百円
		六万五千五百円	一万六千五百円





第二項第一号	三千七百元	千円
	四千七百元	千二百円
	六千三百円	千六百元
	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
第二項第二号	八千円	二千円
	六千三百円	千六百元

附則第二十三条第五項を同条第二項とし、同条第六項中「第五十五条の八第一項」を「第五十五条の八第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第一号イ	七千五百円	四千元
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千元
	一万三千八百円	七千元
	一万五千七百円	八千元
	一万七千九百円	九千元
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
第四号イ	四千五百円	二千五百円

附則第二十三条第六項を同条第三項とする。

附則第二十三条の二第一項中「前日までに初回新規登録を受けた家用の乗用車等」の下に「（家用の乗用車及びキャンピング車をいう。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
（法人の事業税に関する経過措置）

- この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）第三十一条の六第一項第八号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）

以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の条例第三十一条の六第一項第七号の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの（以下この項において「経過事業年度」という。）を含む。）に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

4 改正後の条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 改正後の条例附則第二十三条の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 条 例

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十二号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(埼玉県立嵐山郷条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

一 埼玉県立嵐山郷条例(昭和五十年埼玉県条例第七十四号)別表第二障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等の項

二 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例(昭和五十六年埼玉県条例第四十二号)別表第一障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援及び就労定着支援に限る。)の項

三 埼玉県立精神保健福祉センター条例(平成十三年埼玉県条例第八十四号)別表第一自立訓練及び短期入所の項

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成二十四年埼玉県条例第六十七号)第五十六条第二項及び第五十七条

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を次のように改正する。

第六条、第四十五条及び第五十条第四項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

(児童福祉法施行条例の一部改正)

第三条 児童福祉法施行条例(平成二十四年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項、第六十六条第四項、第八十条第四項、第二百二十二条及び第百六十四条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附則第八条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第四十二号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の表 三十七の二号中「並びに法附則第十一条の四第二項」を削る。

附則第十四項中「附則第二十二條の四第一項又は第二項」を「附則第二十二條の四」に改める。

別記様式第四号（一の二）を次のように改める。

別記様式第四号（一の二）（個人の事業税）

年度 埼玉県 個人事業税 納税通知書

様

年度	年度	税目	個人事業税	納税番号	所得年	年
業種	課税標準額		税率	税額		
第種	千円		%	円		
区		分		納付額	納期限	
				円	年 月 日	
				円	年 月 日	

上記のとおり納めてください。

年 月 日 埼玉県 県税事務所長 印

納税のときは、この通知書を持参してください。

- 課税の根拠  
個人の事業税は、地方税法第72条の2及び埼玉県条例第31条の規定により課されます。
- 納付方法については、裏面を御覧ください。
- 延滞金等  
納期限までに税金を納付しなかった場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、地方税法の定めるところによって延滞金が徴収されます。
- 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間です。
- 賦課に不服がある場合の救済方法  
この納税通知書による個人の事業税の賦課に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされています。  
(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- その他不明な点がありましたら、県税事務所にお問合せください。

77 埼玉県 公 通常払込料金 加入者負担

領収済通知書 個人事業税

加入者名	口座記号番号	合計金額	円
取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
税目コード	納税番号	所得年	調定事由
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日

34

納付額	円	延滞金	円	額	取	日	付	印
納税番号								

(コンビニエンスストア本部控/県税保管)

埼玉県 納付書 公 通常払込料金 加入者負担

(払込金受領証) 個人事業税 (原符)

加入者名	口座記号番号	納税番号	納付区分
所得年	調定事由	納付額	円
延滞金	円	合計金額	円
納期限	年 月 日	延滞金特例期間の末日	年 月 日
納税者			
年度	額	取	日
税目	付	日	付
県税	印	日	付

(ゆうちょ銀行・郵便局一筆収者) (コンビニエンスストア本部控/金融機関受領)

年度 埼玉県 個人事業税 領収証書

様

年 度	年度	納 税 番 号	
所 得 年	年 区 分		
納 期 限	年 月 日		
延滞金特例期間の末日	年 月 日		

ゆうちょ銀行・郵便局では、本件に領収印は押印されず、左側の納付書が領収証書に代えて交付されます。ATMやパソコン等で納付（スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付）した場合は、領収日付印がないため領収証書として使用できません。証書が必要な場合は、金融機関の窓口等で納付してください。

埼玉県 県税事務所

領収金内訳

納 付 額	円
延 滞 金	円
合 計 金 額	円

上記のとおり領収しました。

額	取	日	付	印

(納税者保管)

備考 裏面には納付方法を記載し、交付すること。

別記様式第四号（三の三）及び別記様式第四号（四）を次のように改める。

別記様式第四号（三の三）（不動産取得税）

年度 埼玉県 不動産取得税 納税通知書

様

年度	年度	税目	不動産取得税	納税番号	
課税標準額			税率	税額	納付すべき税額
千円			%	円	円
千円			%	円	
住宅用土地等の軽減済額			円	納期限	年 月 日
不動産の種類			不動産の所在地		

上記のとおり納めてください。

年 月 日 埼玉県 県税事務所長 印

納税のときは、この通知書を持参してください。

77 埼玉県 公 通常払込料金 加入者負担

額収済通知書 不動産取得税

加入者名	口座記号番号	合計金額	円
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
税目コード	納税番号	調定事由	
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日

34

税額	円	延滞金	円	額収日付印
納税番号	コンビニ収納			

(コンビニエンスストア本部控/県税保管)

埼玉県 納付書 公 通常払込料金 加入者負担

(払込金受領証) 不動産取得税 (原行)

加入者名	口座記号番号	納税番号	納付番号	納税番号	調定事由
税額	円	延滞金	円	合計金額	円
納期限	年 月 日	延滞金特例期間の末日	年 月 日	納税者	
年度	額収日付印	税目	県税		

(ゆうちょ銀行・郵便局一筆収者) (コンビニエンスストア本部控/金融機関宛印)

- 課税の根拠  
不動産取得税は、地方税法第73条の2及び埼玉県条例第32条の規定により課されます。
- 納付方法については、裏面を御覧ください。
- 延滞金等  
納期限までに税金を納付しなかった場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、地方税法の定めるところによって延滞金が徴収されます。
- 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間です。
- 賦課に不服がある場合の救済方法  
この納税通知書による不動産取得税の賦課に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされています。  
(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- その他不明な点がありましたら、県税事務所にお問合せください。

様

年度 埼玉県 不動産取得税 領収証書

年度	年度	納税番号	
納期限	年 月 日		
延滞金特例期間の末日	年 月 日		

ゆうちょ銀行・郵便局では、本件に領収印は押印されず、左側の納付書が領収証書に代えて交付されます。ATMやパソコン等で納付（スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付）した場合は、領収日付印がないため領収証書として使用できません。証書が必要な場合は、金融機関の窓口等で納付してください。

埼玉県 県税事務所

領収金内訳

税額	円
延滞金	円
合計金額	円

上記のとおり領収しました。

額収日付印
-------

(納税者保管)

備考 裏面には納付方法を記載し、交付すること。

別記様式第四号（四）（自動車税（種別割））

77	埼玉県	年度	公	通常払込料金 加入者負担
領収済通知書 自動車税（種別割）				
加入者名	口座 記号番号		合計 金額 円	
収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分	
税目コード	登録番号	課税相当地度	調定 事由	
県税コード	県税事務所	自動車税	年度	納期限 年 月 日

34

税 額	円	延 滞 金	円
納 税 者			
コンビニ 収納			

領 収 日 付 印

（コンビニエンスストア本部控/車税保管）

埼玉県 納付書	公	通常払込料金 加入者負担
（払込金受領証） 自動車税（種別割）（原符）		

加入者名	口座 記号番号	
納付 番号		
登 録 番 号		
課税相当地度	調定 事由	
税 額	円	
延 滞 金	円	
合 計 金 額	円	
納 期 限	年 月 日	
延滞金特例期間 の末日	年 月 日	
納税者		
年度	領 収 日 付 印	
税目		
県税		

切り取らないで  
お出しください。

切り取らないで  
お出しください。

（ゆうちょ銀行・郵便局一併控）  
（コンビニエンスストア本部控/金融機関保管）

年度 埼玉県 自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書

登録番号（車のナンバー）	課税年度	課税相当地度	調定事由

納 期 限
年 月 日

税 額（税 率）	円
延 滞 金	円
合 計 金 額	円

右のとおり納付してください。ゆうちょ銀行・郵便局では、未片に領収印は押印されず、左片の納付書が領収証書に代えて交付されます。  
ATMやコンビニ等で納付（ネットバンク決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付）した場合は、領収日付印がないため領収証書として使用できません。証書が必要な場合は、金融機関の窓口等で納付してください。

上記のとおり領収しました。

年 月 日  
埼玉県自動車税事務所長 印

領 収 日 付 印

（納税者保管）

備考 裏面には、納付方法、賦課の根拠となつた法律及び条例の規定、納期限までに税金を納付しなかつた場合においてとられるべき措置、賦課に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。

別記様式第四号（五の二）を次のように改める。

# 別記様式第四号（五の二）（鉱区税）

年度 埼玉県 鉱区税 納税通知書

様

年 度	年度	税 目	鉱 区 税	納 税 番 号	
鉱 業 権 登 録 番 号	対 象 年	年	納 期 限	年 月 日	
課 税 標 準	百アール	税 率 (百アールごと)	円	税 額	円

上記のとおり納めてください。

年 月 日 埼玉県 税事務所長 印

納税のときは、この通知書を持参してください。

- 課税の根拠  
鉱区税は、地方税法第178条及び埼玉県条例第56条の規定により課されます。
- 納付方法については、裏面を御覧ください。
- 延滞金等  
納期までに税金を納付しなかつた場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、地方税法の定めるところによって延滞金が徴収されます。
- 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間です。
- 課税に不服がある場合の救済方法  
この納税通知書による鉱区税の賦課に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく自動車税事務所を經由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、  
(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき  
(2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
- その他不明な点がありましたら、自動車税事務所にお問合せください。

77 埼玉県 公 通常払込料金 加入者負担

細収済通知書 鉱区税

加入者名	口座 記号番号	合計 金額	円
収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分
税目コード	納税番号	対象年	測定 事由
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日

34

税 額	円	延 滞 金	円
納 税 者			

(県税事務所保管)

埼玉県 納付書 公 通常払込料金 加入者負担

(払込金受領証) 鉱区税 (原符)

加入者名	口座記号番号	合計金額	円
納付記号番号	納付区分	納税番号	測定事由
対象年	納期限	年 月 日	
税 額	円		
延 滞 金	円		
合計金額	円		
納 期 限	年 月 日		
延滞金特例期間の末日	年 月 日		
納税者			
年度	額		
税目	収		
県税	日		
	付		
	印		

(ゆうちょ銀行・郵便局→納税者)(金融機関保管)

年度 埼玉県 鉱区税 領収証書

様

年 度	年度	納 税 番 号	
対 象 年	年	鉱 業 権 登 録 番 号	
納 期 限	年 月 日		
延滞金特例期間の末日	年 月 日		

ゆうちょ銀行・郵便局では、本邦に領収印は押印されず、宛先の納付書が領収証書に代えて交付されます。パソコンの活用（ペイジー）で納付した場合は、領収日付印がいたる領収証書として使用できません。証書が必要な場合は、金融機関の窓口等で納付してください。

埼玉県 税事務所

領収金内訳

税 額	円
延 滞 金	円
合 計 金 額	円

上記のとおり領収しました。

領 収 日 付 印	
-----------	--

(納税者保管)

備考 裏面には納付方法を記載し、交付すること。

別記様式第四号の四（一）を次のように改める。

別記様式第四号の四 (一) (個人の事業税の第二期用)

77 埼玉県 公 通常払込料 加入者負担

領収済通知書 個人事業税

加入者名	口座記号番号		合計金額	円	
取納機番	納付番号	確認番号	納付区分		
税目コード	納税番号	所得年	調定事由		
県税コード	県税事務所	年度	納期限	年	月 日

34

第2期納付額	円	延滞金	円
納税者			
コンビニ収納			

額取日付印

(コンビニエンスストア本部控/県税保管)

埼玉県 公 通常払込料 加入者負担

(払込金受領証) 個人事業税 (原符)

加入者名	口座記号番号	
納付番号		
納税番号		
所得年	調定事由	
第2期納付額	円	
延滞金	円	
合計金額	円	
納期限	年	月 日
延滞金特例期間の末日	年	月 日
納税者		
年度	額取日付	
税目	日	
県税	付	

額取日付印

(ゆうちょう銀行・郵便局一納税者  
コンビニエンスストア本部控/県税保管)

切り取らないでお出しください。

埼玉県 個人事業税 領収証書

年 度	年度	納 税 番 号	
所 得 年	年 区 分		
納 期 限	年 月 日		
延滞金特例期間の末日	年 月 日		

ゆうちょう銀行・郵便局では、本方に額取日付は押印されず、左方の納付書が領収証書に代えて交付されます。  
ATMやコンビニ等で納付(スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンク、ダイレクト納付)した場合は、額取日付印がないため領収証書として使用できません。証書が必要な場合は、金融機関の窓口等で納付してください。

埼玉県 県税事務所

領収金内訳

第2期納付額	円
延滞金	円
合計金額	円

上記のとおり領収しました。

領取日付印	
-------	--

(納税者保管)

別記様式第四号の五（二の三）を次のように改める。

別記様式第四号の五（二の三）（法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税、自動車税（種別割）以外の税目）

<p>77 埼玉県 公 通常払込料金 加入者負担</p> <p>額収済通知書 税</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座 記号番号</td> <td>合計 金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機関 番号</td> <td>納付 番号</td> <td>確認 番号</td> <td>納付 区分</td> </tr> <tr> <td>税目コード</td> <td>納税番号</td> <td>期(月)別</td> <td>測定 事由</td> </tr> <tr> <td>県税コード</td> <td>県税事務所</td> <td>年度</td> <td>納期限 年 月 日</td> </tr> </table> <p>34</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td>額 取 日 付 印</td> </tr> <tr> <td>過少申告・ 不申告加算金</td> <td>円</td> <td>重加算金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税者 コンビニ収納</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(コンビニエンスストア本部控/県税保管)</p>	加入者名	口座 記号番号	合計 金額	円	収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分	税目コード	納税番号	期(月)別	測定 事由	県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日	税 額	円	延滞金	円	額 取 日 付 印	過少申告・ 不申告加算金	円	重加算金	円		納税者 コンビニ収納					<p>埼玉県 納付(入)書 公 通常払込料金 加入者負担</p> <p>(払込金受領証) 税 (原符)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座 記号番号</td> <td>合計 金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付 番号</td> <td>確認 番号</td> <td>納税 番号</td> <td>測定 事由</td> </tr> <tr> <td>期(月)別</td> <td>延滞金</td> <td>延滞金 加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>延滞金特例期間 の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>納税者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>額 取 日 付 印</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県税</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(ゆうちょ銀行・郵便局一納税者) (コンビニエンスストア本部控/金額別保管)</p>	加入者名	口座 記号番号	合計 金額	円	納付 番号	確認 番号	納税 番号	測定 事由	期(月)別	延滞金	延滞金 加算金	円	重加算金	円	合計金額	円	納期限	年 月 日	延滞金特例期間 の末日	年 月 日	年度	額 取 日 付 印	税目		県税		<p style="text-align: center;">埼玉県 税 額収証書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年 度</td> <td>年 度</td> <td>納 税 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金特例期間 の 末 日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 付 指 定 日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">額収金内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>過少申告 加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>不申告 加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金 額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">延滞金は納付指定日現在の計算です。</p> <p>上記のとおり領収しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>額 取 日 付 印</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(納税者保管)</p> <p style="text-align: center;">埼玉県 税事務所</p> <p style="font-size: small;">納付方法等については、裏面を御覧ください。 ゆうちょ銀行・郵便局では、本共に領収印は押印されず、左片の納付書が額収証書に代えて交付されます。</p>	年 度	年 度	納 税 番 号		納 期 限	年 月 日			延滞金特例期間 の 末 日	年 月 日			納 付 指 定 日	年 月 日			税 額	円	延 滞 金	円	過少申告 加算金	円	不申告 加算金	円	重加算金	円	合 計 金 額	円	額 取 日 付 印
加入者名	口座 記号番号	合計 金額	円																																																																																					
収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分																																																																																					
税目コード	納税番号	期(月)別	測定 事由																																																																																					
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日																																																																																					
税 額	円	延滞金	円	額 取 日 付 印																																																																																				
過少申告・ 不申告加算金	円	重加算金	円																																																																																					
納税者 コンビニ収納																																																																																								
加入者名	口座 記号番号	合計 金額	円																																																																																					
納付 番号	確認 番号	納税 番号	測定 事由																																																																																					
期(月)別	延滞金	延滞金 加算金	円																																																																																					
重加算金	円	合計金額	円																																																																																					
納期限	年 月 日	延滞金特例期間 の末日	年 月 日																																																																																					
年度	額 取 日 付 印																																																																																							
税目																																																																																								
県税																																																																																								
年 度	年 度	納 税 番 号																																																																																						
納 期 限	年 月 日																																																																																							
延滞金特例期間 の 末 日	年 月 日																																																																																							
納 付 指 定 日	年 月 日																																																																																							
税 額	円																																																																																							
延 滞 金	円																																																																																							
過少申告 加算金	円																																																																																							
不申告 加算金	円																																																																																							
重加算金	円																																																																																							
合 計 金 額	円																																																																																							
額 取 日 付 印																																																																																								

備考 1 裏面には納付方法等を記載し、交付すること。  
2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第四号の五（四の二）を次のように改める。

別記様式第四号の五（四の二）（法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税）

77 埼玉県 法人県民税・事業税 特別法人事業税又は地方法人特別税 公 通常払込料金 加入者負担

領収済通知書		口座 記号番号	合計 金額	円	
加入 者名					
収納機 番 号	納付 番号	確認 番号	納付 区分		
税目コード	納税番号	事業年度始期	調定 事由		
県税コード	県税事務所	年度	納期限	年 月 日	

34

県民税	税 額	円	延滞金	円	領 収 日 付 印
事業税 特別税	税 額	円	延滞金	円	
	過少申告・ 不申告加算金	円	重加算金	円	
納 税 者					

(県税事務所保管)

埼玉県 法人県民税 通常払込料金 加入者負担 納付書 公 事業税

(払込金受領証) 特別法人事業税又は地方法人特別税 (原簿)

加入者名	
口座記号番号	
納付 番号	
納 税 番 号	
事業年度始期	調定 事由
税 額	円
延滞金	円
過少・不申告 加算金	円
重加算金	円
合 計 金 額	円
納 期 限	年 月 日
延滞金特例期間 の末日	年 月 日
納税者	
年度	領 収 日 付 印
税目	
県税	

(ゆうちょ銀行・郵便局へ納付者)

(金融機関保管)

埼玉県 法人県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税 領収証書

様

年 度	年 度	納 税 番 号	
事業年度始期		調 定 事 由	
納 期 限	年 月 日		
指定納期限	年 月 日		
延滞金特例期間 の 末 日	年 月 日		
納付指定日	年 月 日		

納付方法等については、裏面を御覧ください。  
ゆうちょ銀行・郵便局では、本件に領収印は押印されず、左方の納付書が領収証書に代えて交付されます。

埼玉県 県税事務所

領収金内訳

法人 県 民 税	税 額	円
	延滞金	円
	計	円
法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税	税 額	円
	延滞金	円
	過少申告 加算金	円
	加算金	円
	不申告 加算金	円
	重加算金	円
	計	円
	合 計 金 額	円

延滞金は納付指定日現在の計算です。

上記のとおり領収しました。

領 収 日 付 印	
-----------------------	--

(納税者保管)

備考 1 裏面には納付方法を記載し、交付すること。  
2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第四号の五（五の三）を次のように改める。

別記様式第四号の五（五の三）（自動車税環境性能割・自動車税（種別割））

77	埼玉県	公	通常払込料金 加入者負担	
領収済通知書 税				
加入者名	口座記号番号	合計金額		円
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	
税目コード	登録番号	課税相当地年度	調定事由	
県税コード	県税事務所	自動車税	年度	納期限 年 月 日
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼				
34				
税額	円	延滞金	円	
納税者 コンビニ収納				領収日付印 <small>(コンビニエンスストア本部税/県税保管)</small>

  

埼玉県 納付書	公	通常払込料金 加入者負担		
(払込金受領証) 税 (原符)				
加入者名				
口座記号番号				
納付番号				
登録番号				
課税相当地年度	調定事由			
税額	円			
延滞金	円			
合計金額	円			
納期限	年 月 日			
延滞金特例期間の末日	年 月 日			
納税者				
年度	税目	県税	領収日付印	
<small>(印字機・郵便局・郵便局-併用) (コンビニエンスストア本部税/県税保管)</small>				

  

埼玉県 税 領収証書			
登録番号(車のナンバー)	課税年度	課税相当地年度	調定事由
納 期 限			
年 月 日			
様			
税 額			
円			
延 滞 金			
円			
合 計 金 額			
円			
延滞金は納付指定日現在の計算です。			
延滞金特例期間の末日	年 月 日	上記のとおり領収しました。	
納付指定日	年 月 日	領収日付印	
<small>ゆうちょ銀行・郵便局では、本邦に領収印は押印できず、左側の納付書が領収証書に代えて交付されます。 ATMやパソコン等で納付（スマートフォン決済アプリ、クレジットカード等）、オンライン決済（ペイジー、ダイレクト納付）した場合は、領収日付印がないため領収証書として使用できません。証書が必要な場合は、金融機関の窓口等で納付してください。</small>			
埼玉県自動車税事務所 (納税者保管)			

備考 1 裏面には納付方法等を記載し、交付すること。  
 2 延滞金特例期間とは、延滞金7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第十四号（一の二）を次のように改める。

別記様式第十四号（一の二）（法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税、自動車税（種別割）以外の税目）

埼玉県 領収済通知書												埼玉県 納付(入)書												埼玉県 税 督促状兼領収証書																							
税												税 (原符)												様																							
加入者名				口座番号				合計金額				円				加入者名				口座番号				納税番号				延滞金																			
収納機関番号				納付番号				確認番号				納付区分				納税番号				延滞金				延滞金				延滞金				延滞金				延滞金				延滞金							
税目コード				納税番号				期(月)別				調定事由				期(月)別				調定事由				納期限				年 月 日				納期限				年 月 日				納期限				年 月 日			
県税コード				県税事務所				年度				納期限				年 月 日				延滞金特例期間の末日				年 月 日				納付指定日				年 月 日				納付指定日				年 月 日							
▼												▼												▼																							
34												34												34																							
税額				円				延滞金				円				納税者				納税者				納税者				納税者				納税者				納税者				納税者							
過少申告・不申告加算金				円				重加算金				円				領収日付印				領収日付印				領収日付印				領収日付印				領収日付印				領収日付印											
(コンビニエンスストア本部控/県税保管)												(コンビニエンスストア店舖控/金融機関保管)												(納税者保管)																							

- 備考 1 裏面には、納付方法、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合の措置、この通知に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。
- 2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第十四号（二の二）を次のように改める。

別記様式第十四号（二の二）（法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税）

埼玉県 法人県民税・事業税 特別法人事業税又は地方法 人特別税 領収済通知書	埼玉県 法人県民税 納付書 特別法人事業税又は地方法人特別税 (原存)	埼玉県 法人県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税 督促状兼領収証書																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>税目コード</td> <td>納税番号</td> <td>事業年度 始期</td> <td>調定 事由</td> </tr> <tr> <td>県税コード</td> <td>県税事務所</td> <td>年度</td> <td>納期限 年 月 日</td> </tr> </table>	加入者名	口座番号	合計金額	円	収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	税目コード	納税番号	事業年度 始期	調定 事由	県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>納税番号</td> </tr> <tr> <td>事業年度 始期</td> <td>調定 事由</td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>過少・不申告 加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金特例期間 の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>領 収 日 付 印</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県税</td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	口座番号	納付番号	納税番号	事業年度 始期	調定 事由	税 額	円	延滞金	円	過少・不申告 加算金	円	重加算金	円	合計金額	円	納期限	年 月 日	延滞金特例期間 の末日	年 月 日	納税者		年度	領 収 日 付 印	税目		県税		<p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年 度</td> <td>年度</td> <td>納税番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業年度始期</td> <td></td> <td>調定事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定納期限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金特例期間 の 末 日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付指定日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり領収しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>領 収 日 付 印</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(納税者保管)</p>	年 度	年度	納税番号		事業年度始期		調定事由		納 期 限	年 月 日			指定納期限	年 月 日			延滞金特例期間 の 末 日	年 月 日			納付指定日	年 月 日			領 収 日 付 印
加入者名	口座番号	合計金額	円																																																																				
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																				
税目コード	納税番号	事業年度 始期	調定 事由																																																																				
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日																																																																				
加入者名	口座番号																																																																						
納付番号	納税番号																																																																						
事業年度 始期	調定 事由																																																																						
税 額	円																																																																						
延滞金	円																																																																						
過少・不申告 加算金	円																																																																						
重加算金	円																																																																						
合計金額	円																																																																						
納期限	年 月 日																																																																						
延滞金特例期間 の末日	年 月 日																																																																						
納税者																																																																							
年度	領 収 日 付 印																																																																						
税目																																																																							
県税																																																																							
年 度	年度	納税番号																																																																					
事業年度始期		調定事由																																																																					
納 期 限	年 月 日																																																																						
指定納期限	年 月 日																																																																						
延滞金特例期間 の 末 日	年 月 日																																																																						
納付指定日	年 月 日																																																																						
領 収 日 付 印																																																																							
34	切り取らないで お出しください。	切り取らないで お出しください。																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>県民税</td> <td>税 額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td rowspan="2">領 収 日 付 印</td> </tr> <tr> <td>事業税・特別 税</td> <td>税 額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>過少申告・ 不申告加算金</td> <td>円</td> <td>重加算金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(県税事務所保管)</p>	県民税	税 額	円	延滞金	円	領 収 日 付 印	事業税・特別 税	税 額	円	延滞金	円		過少申告・ 不申告加算金	円	重加算金	円		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>領 収 日 付 印</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(金融機関保管)</p>	領 収 日 付 印	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>領収金内訳</td> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>又は地方法人特別税 法人事業税・特別法人事業税</td> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>過少申告 加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不申告 加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">延滞金は納付指定日現在の計算です。</p>	領収金内訳	税 額	円	法人県民税	延滞金	円		計	円	又は地方法人特別税 法人事業税・特別法人事業税	税 額	円		延滞金	円		過少申告 加算金	円		不申告 加算金	円		重加算金	円		計	円		合計金額	円																					
県民税	税 額	円	延滞金	円	領 収 日 付 印																																																																		
事業税・特別 税	税 額	円	延滞金	円																																																																			
	過少申告・ 不申告加算金	円	重加算金	円																																																																			
領 収 日 付 印																																																																							
領収金内訳	税 額	円																																																																					
法人県民税	延滞金	円																																																																					
	計	円																																																																					
又は地方法人特別税 法人事業税・特別法人事業税	税 額	円																																																																					
	延滞金	円																																																																					
	過少申告 加算金	円																																																																					
	不申告 加算金	円																																																																					
	重加算金	円																																																																					
	計	円																																																																					
	合計金額	円																																																																					

備考 1 裏面には、納付方法、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合の措置、この通知に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。  
 2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第十四号（三の二）を次のように改める。

別記様式第十四号（三の二）（自動車税環境性能割、自動車税（種別割））

埼玉県 領収済通知書		自動車税			
加入者名		口座番号		合計金額	円
収納機 関番号		納付 番号		確認 番号	納付 区分
税目 コード	登録番号		課税相当 年度		調定 事由
県税 コード	県税 事務所	自動車税	年度	納期限	年 月 日
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼					
34					
税額	円	延滞金	円	領収日付印	
納税者 コンビニ収納					(コンビニエンスストア本部店/県税特管)

  

埼玉県 納付書		自動車税 (原符)			
加入者名		口座番号		合計金額	円
納付 番号		確認 番号		納付 区分	
登録番号		課税相当 年度		調定 事由	
税額					円
延滞金					円
合計金額					円
納期限					年 月 日
延滞金特例期間 の末日					年 月 日
納税者					
年度		領収 日付 印			
税目					
県税					
(コンビニエンスストア本部店/県税特管)					

  

埼玉県 自動車税 督促状兼領収証書			
登録番号(車のナンバー)	課税年度	課税相当年度	調定事由
			納 期 限
			年 月 日
様			税 額
			円
			延 滞 金
			円
			合 計 金 額
			円
延滞金は納付指定日現在の計算です。			
上記のとおり領収しました。			
領 収 日 付 印			
(納税者保管)			

右のとおり滞納となっておりますので、緊急納付してください。

延滞金特例 期間の末日	年 月 日
納付指定日	年 月 日

ゆうちょ銀行・郵便局では、納付することはできません。ATMやパソコン等で納付（スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付）した場合は、領収日付印がないため領収証書として使用できません。証書が必要な場合は、金融機関の窓口等で納付してください。

この督促状は 月 日現在で納税が確認できない方に送付しておりますので、行き違いに納税された方は御容赦ください。

納付方法等については、裏面を御覧ください。

- 備考 1 裏面には、納付方法、督促状を発送の日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合の措置、この通知に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。
- 2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。





別記様式第六十一号 (三) 削除

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。